



介護職員初任者研修などの 受講料の一部を助成します

申込み・問合せ先／福祉課 (979-8126)

町では、福祉施設などの人材を確保し、介護技術の質の向上を図るため、介護職員初任者研修または実務者研修を終了し、町内の福祉施設などに一定の期間就労された人に対して、研修受講料の一部を助成します。

○対象

町に住民登録がある人で、町税に滞納がなく、介護職員初任者研修または実務者研修を終了した人のうち、次の①または②に該当する人

- ①研修終了前に町内の福祉施設などに就労している場合／研修を終了後も引き続き町内の福祉施設などに就労し、6か月を経過した人
- ②研修終了後、新たに町内の福祉施設などに就労する場合／研修を終了した日の翌日から3か月以内に町内の福祉施設などに就労し、6か月を経過した人

○助成金額

研修対象経費（受講料および教材費）の2分の1以内（上限50,000円）

○申込み

次の①～⑤の提出書類を用意し、福祉課窓口でお申し込みください。申請書、実務経験証明書は福祉課窓口で配布しています。

提出書類／①申請書②研修の受講料領収証の写し③研修の終了証明書または受講終了を証明する書類の写し④町内の福祉施設などに6か月以上勤務していることを証明する実務経験証明書⑤他の同種の補助を受けている場合、そのことがわかる書類

○その他

他の機関から補助を受けている場合は、補助を受けている金額を差し引いた額が助成対象額となります。

ご不明な点や詳細はお問い合わせください。

第11回特別弔慰金が支給されます

問合せ先／福祉課 (979-8127)

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

○支給対象者

戦没者の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受けている人がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給。

- ①弔慰金の受給権者
- ②子
- ③父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦没者との生計関係の有無などで順番が入れ替わる）
- ④上記①～③以外の3親等内の親族（戦没者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった人に限る）

○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期限

令和5年3月31日
※請求期限を過ぎると受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。



ライフサポートセンター東部 暮らしなんでも相談

問合せ先／ライフサポートセンター東部 (922-3715)

消費生活、家庭、労働、年金問題などの悩みや相談を受け付けています。

また悩みを一緒に考え、専門的なアドバイスをしてくれる機関などを紹介しています。

○相談ダイヤル

922-3715（平日9時～17時）

○その他

相談取り次ぎは原則無料ですが、専門家に相談する場合は別途費用が掛かる場合があります。



母子父子家庭などひとり親の 医療費を助成

問合せ先／子育て支援課 (979-8133)

令和元年分の所得税が非課税で、20歳未満の児童を扶養している対象世帯の人が医療機関などで受診した際、医療費の自己負担額を助成します。

○対象者

- 離婚し、現在婚姻をしていない人
- 配偶者と死別し、現在婚姻をしていない人
- 配偶者の生死が明らかでない人
- 配偶者から遺棄されている人
- 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けることができない人
- 配偶者が精神または身体の障害により長期間労働能力を失っている人
- 配偶者が法令により長期間拘禁されているため、その扶養を受けることができない人
- 配偶者からの暴力により保護命令を受けているため、その扶養を受けることができない人

○申請に必要なもの

健康保険証（受給対象者全員分）、印鑑、受給者名義の預金通帳、附加給付証明書（健康保険組合に加入の場合）※1月2日以降に町に転入した人は、「マイナンバーのわかるもの」と「同意書」も必要です。

「母子家庭等医療費助成金受給者証」を お持ちの人へ【更新案内】

現在お持ちの母子家庭等医療費助成金受給者証の有効期限は6月30日（火）です。7月から引き続き助成を受けるには、更新の手続きが必要です。現在受給中の人には更新申請の通知を送付します。ご確認ください。

○提出期限：6月12日（金）

○申請に必要なもの：更新申請書、現在の受給者証、健康保険証（受給対象者全員分）、印鑑、受給者名義の預金通帳

○注意事項：所得がない場合も申告が必要ですので、税務課へ申告をお願いします。その他追加書類が必要になることがあります。



児童を扶養している人が対象 児童手当・特例給付

問合せ先／子育て支援課 (979-8133)

児童手当・特例給付は、中学校修了前の子ども（満15歳以後の最初の3月31日までの子ども）を養育している人に支給します。

○支給額

▶児童手当（所得制限限度額未満の人）

- 3歳未満…15,000円（一律）
- 3歳以上小学校修了前…10,000円（第3子以降は15,000円※）
- 中学生…10,000円（一律）

※第3子以降とは、18歳到達後最初の3月31日までの養育している子どもの内3番目以降の子のこと（施設入所などを除く）

▶特例給付（所得制限限度額以上の人）

- 一律…5,000円

※新型コロナウイルスの緊急経済対策原案として、児童手当受給世帯に子ども1人あたり1万円を追加給付することが示されました（支給は一度限り、特例給付世帯は除外）。詳細は別途お知らせします。

○支給月

6月、10月、令和3年2月

児童手当・特例給付を受給中の人へ

現況届の提出が必要となります。現況届は、毎年6月1日現在の受給者の状況を把握し、手当てを引き続き受給する要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届を提出しない場合、6月分以降の手当てを受給できなくなります。受給資格者には6月初旬に書類を送付します。案内を確認し期限内に提出してください。

○提出期限：6月30日（火）

※郵送の場合6月30日（火）消印有効

○注意事項：期限を過ぎてからの提出は、支給時期が遅れる場合があります。5月以降に初めて町で認定請求をし、6月分から手当てが支給される人は現況届の提出は不要です。